

入札監理小委員会における審議の結果報告

空港土木施設維持修繕工事

国土交通省所管の空港土木施設維持修繕工事については、全 26 件のうち、平成 23 年から 4 件、平成 24 年度から 11 件、計 15 件において民間競争入札を実施しているところ。平成 25 年度から残る 11 件（新千歳、三沢、仙台、東京国際、小松、美保、徳島、高知、長崎、大分、那覇の各空港）において民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づいて国土交通省から提出された民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 過去の入札結果を踏まえた対応について

【過去の入札結果】

- 市場化テスト導入前の平成 22 年度は、26 件のうち 13 件が 1 者応札であった。
- 市場化テスト導入後の平成 23 年度（4 件）は、入札参加条件（工事の施工実績、地域内の本店・支店の所在等）の緩和、契約の複数化（3 年）によって、3～5 者の応札があり、改善された。
- 平成 24 年度（11 件）は平成 23 年度と同じ条件であったが、5 件で一者応札となった。

【今回の対応】

- 平成 25 年度（11 件）については、平成 24 年度の状況を踏まえ、入札参加資格のさらなる緩和を実施し、応札可能な事業者を倍増させた。

(1) 事業者の本店、支店又は営業所の設置要件を、「地方ブロック単位（東北、四国等）」から「東京航空局管内又は大阪航空局管内（東日本地域又は西日本地域）」に緩和

該当箇所：新千歳空港の実施要項案 P 8、徳島空港の実施要項案 P 6

(2) 単年度の予定価格が 5 千万円以下の 6 空港（三沢、小松、美保、徳島、長崎、大分の各空港）について、ほ装工事業に係る等級を「A 等級」から「A 又は B 等級」に緩和

該当箇所：徳島空港の実施要項案 P 6

○ 要件緩和により、応札可能な事業者数は以下のように増加。

(例 1) 新千歳空港

昨年度の条件：28社 → 上記(1)により47社に

(例 2) 徳島空港

昨年度の条件：42社 → 上記(1)により94社 → (2)により102社に

2 評価内容と評価基準について（別紙1、新千歳の実施要項案P20・徳島空港P18）

「地域内における本店・支店の所在地の有無」について、評価基準を「〇〇航空局管内に本店・支店」を「〇〇航空局管内に本店又は支店」と修正。管内に、本店又は支店のいずれかが設置されていれば、基準を満たす（加点する）ことを明確化した。

3 パブリックコメントに出された意見への対応について

事業者の本店、支店又は営業所の設置要件に関する今回の緩和について、1空港において、事業者より「設置要件の範囲が広すぎる（要件を厳しくすべき）」との意見があったが、競争環境の拡大を目的とすることを説明し、理解を求めることとした。

以 上